

**「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」の
今後の進め方について（報告）**

平成18年3月6日

科学技術・学術審議会学術分科会
研究環境基盤部会人文・社会科学作業部会

目 次

はじめに	1
第1章 目的等について	2
1. 背景	2
2. 目的	2
3. 推進体制	3
第2章 研究領域について	4
1. 基本的な考え方	4
2. 「日本と諸地域との関係性の解明－協働に向けて－」選定の考え方	5
3. 「地域のアイデンティティーの解明－相互理解を深めるために－」選定の考 え方	7
4. 研究対象地域の限定について	10
5. まとめ－具体的な研究領域の設定－	11
第3章 研究成果公開及び研究評価について	12
1. 研究成果公開	12
2. 研究評価	12
第4章 公募・審査等について－公募要領の考え方－	14
1. 事業の概要	14
2. 事業の目的	14
3. 研究領域	14
4. 申請可能な研究機関	15
5. 研究実施体制	15
6. 研究期間	15
7. 研究費	16
8. 採択課題数	16
9. 審査方法	16
10. 審査に当たっての主な観点	17
11. 研究コーディネーターによるコーディネート等	17
12. 研究成果の公開等	18
13. 研究評価	18
14. 委託の終了	18
おわりに	19

はじめに

人文・社会科学研究は、人々の思索や行動あるいは社会的な諸現象の分析・考察を通して、人間の精神生活の基盤を築き、日々の営みに希望や行動の手がかりを与えるとともに、社会的合意形成や社会的諸問題の解決に寄与することが期待される学問分野である。

科学技術・学術審議会学術分科会の報告「人文・社会科学の振興について－21世紀に期待される役割に応えるための当面の振興方策について－」（平成14年6月11日）において指摘されているとおり、人文・社会科学は、人間の営みや様々な社会事象を省察し、あるいは批判を加えるという学問としての基本的及び固有の役割、人間の精神生活の基盤を築くものとして、文化の継承と発展において重要な役割を担っている。このため、人文・社会科学には、世界規模での人口問題、環境問題の噴出、科学技術の負の側面、経済のグローバル化や民族対立、テロリズムの国際化といった、現代的な諸問題の解決への貢献が求められるとともに、自然科学も含めた諸学の知の組み換えを通じた新たな知の枠組みの創出が求められているのである。

他方、同報告においては、このような人文・社会科学に期待される役割に照らして、その在り方についての課題を提起している。すなわち、人文・社会科学研究においては、各分野・領域の専門化・細分化が進み、研究者の課題意識やテーマ設定が、ともすると狭い関心のみに向かいがちであるという閉鎖性を指摘し、その打破が必要であると提言している。今後の人文・社会科学の発展のためには、個々の研究課題が社会とどのような関わりを持ち、またどのような意味があるのかについて、研究者自身の問いかけが必要なのである。

このような人文・社会科学に対する問題意識を踏まえ、同報告では、

- ① 「地域」を対象とする研究は、諸学が協働する統合的研究の中でも人文・社会科学の積極的なイニシアティブが求められる複合領域であり、その総合性と学際性において諸学協働の統合的研究の貴重なアーリーナの一つであること
- ② 地域の知識に根ざした政策研究なども考えられ、例えば、アジア、アメリカ、イスラム圏などの諸地域が対象となること

が提言されている。

以上のような背景を踏まえ、従来、科学研究費補助金や21世紀COEプログラム等により、研究者の自由な発想に基づく研究を中心に推進されてきた「地域研究」について、社会的・政策的なニーズに直接応えるタイプの研究を特に推進していくための新しい仕組みとして、平成18年度政府予算案に、新規事業として「世界を対象としたニーズ対応型地域研究の推進^{*1}」が計上されたところである。

科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会人文・社会科学作業部会では、この「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」について、平成17年11月から平成18年2月までの4回、その実施を念頭に置いた具体的な検討を行った。

その結果、本事業の今後の進め方について取りまとめたので、次のとおり報告する。

*1 事業名にある「地域研究」の文言は、簡潔に事業内容を言い表すため便宜的に用いたものであり、平成14年6月の学術分科会報告にあるとおり、「「地域」を諸学協働のアーリーナとする研究」との趣旨である。このため、本事業の下での研究に求められる学問分野としては、狭義の地域研究のみならず、政治学、経済学、法律学、歴史学、社会学等の幅広い人文・社会科学と、農学、土木工学、生態学、地質学、気象学等の自然科学を想定している。

第1章 目的等について

1. 背景

21世紀を迎え、経済のグローバル化の一層の進展、地球環境問題や世界規模での人口問題など、人類の経済社会活動の地球規模での展開に伴い、アジアの先進国としての日本に対する世界的な課題解決への貢献が期待されている。

とりわけ、近年、津波・地震等の自然災害や新興・再興感染症に対応した国際緊急援助、国際紛争地帯の戦後復興等において、我が国が国際的に果たすべき役割が増大している。また、経済活動のグローバル化やNGO、草の根レベルでの海外支援活動の広がりに伴い、一般の日本人が当該地域社会に一定期間滞在しながら当該地域の人々と共に活動する機会が増えている。

さらに、日本国内においても、世界各国から来日した外国人とその家族が、大都市圏に加え、地方においても地域社会の中で生活する機会が増加してきており、言語、文化、生活習慣等の異なる人々とのコミュニケーションの必要性が身近に感じられるようになってきている。

このような中で、相手国や当該地域の人々の状況・考え方をあらかじめ十分理解してから行動することの重要性が広く認識されるようになっており、世界各地に関する総合的な情報の分析と蓄積を行う『地域』を対象とした研究』に対する国民の期待が高まっている。

「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」は、日本人の経済社会活動の広域化や、国際貢献活動への参加の機会の拡大といった形で、国際社会に深い関わりを有しながら活躍する日本人（国際援助活動に携わる政府・NGO関係者、海外赴任者とその家族、留学生等）が増えていることを踏まえ、そのニーズを積極的に受け止め、人文・社会科学を中心とした諸学の知を統合した総合的な研究としての『地域』を対象とした研究』を推進するための事業として新たに予算案に計上されているものである。

具体的には、日本との関係で重要な世界の諸地域において、現在の政治、経済、社会制度等とそのバックボーンとなる思想、文化、歴史等との関係など、今後我が国が人的交流や国際貢献を進めるために必要な社会的・政策的ニーズに対応したプロジェクト研究を、大学等への公募・委託によって実施することが予定されている。

2. 目的

「はじめに」及び1.の背景を踏まえると、本事業の目的は、次の2点とすることが適切である。

(1) 日本と研究対象地域との「共生」に資すること

21世紀の世界にあつては、多様な民族、宗教、文化、歴史等を背景とした国々が政治・経済体制の違いを認め合いつつ、共に生き、共に繁栄していくことを目指すこと、すなわち「共生」の関係へと進んでいくことが期待されている。そのためには、国際緊急援助や災害復興支援、経済活動等の現実の場面を通じて、国際社会における共生関係の構築に向けて、日本・日本人はどのような役割を果たすべきなのか、どのように行動すべきかということに答えられねばならない。

このことから、本事業では、国際社会に生きる日本人が当該地域に対する総合的な理解を得られるような研究活動を推進することにより、日本と研究対象地域との間で

官民様々なレベルでの交流や協力が今後一層促進され、日本とこれらの地域との「協働」、「相互理解」さらには「共生」に資することを第一の目的とする。

(2) 人文・社会科学研究の新たな展開と発展に資すること

大学等における人文・社会科学分野の研究においては、社会的・政策的ニーズに直接応えるような研究は従来あまり活発に行われてはこなかった。しかしながら、複雑な要因が絡み合う現実的な課題の解決のためには、学問の責任と応答が避けて通れない状況となっている。

本事業は、人文・社会科学を中心とした諸学の知を統合し、その活用を促進することによって、国民が直面している現実的課題に積極的に関わろうとするタイプの研究、言い換えれば「人文・社会科学の応用研究」を大学等において推進しようとするものであり、その意味で新しい試みといってよい。本事業の研究成果としては、研究成果を踏まえた上での社会提言やデータベースの構築などが想定される。

このことから、本事業を一つの契機として、大学等において社会的・政策的ニーズに知的触発を受けた研究がより積極的に行われ、その研究成果が広く社会に還元されるようになることを期待し、人文・社会科学研究そのものの新たな展開と発展に資することを第二の目的とする。

3. 推進体制

2. の目的を達成するためには、研究課題の採択に当たって、社会的・政策的ニーズを的確に反映できるような仕組みと、実際に研究を進める際に、様々な研究分野を統合していく仕組みとが必要となる。

このため、次のような推進体制の下で実施することが適切である。

- (1) 研究成果の活用主体である政府・NGO等関係者、企業関係者等の社会的・政策的ニーズの関係者及び学識経験者から構成する「『世界を対象とした地域研究推進事業』推進委員会」（以下、「推進委員会」という）を設置する。
- (2) 推進委員会において、社会的・政策的ニーズを踏まえた「研究領域」を決定する。
また、推進委員会において「研究コーディネーター」を選任する。
- (3) 各研究領域について、研究課題を公募する。
- (4) 第1次審査及び第2次審査は、推進委員のうち数名、研究コーディネーター及び専門の学識経験者とで組織する審査ワーキンググループ（以下「審査WG」という。）が行う。その後、推進委員会において採択課題を決定する。
- (5) 研究コーディネーターは、研究課題の審査に当たるとともに、研究領域の下に置かれる各研究課題を総合的にコーディネートする役割を担う。
- (6) 平成20年度（研究開始後3年目）に中間評価、平成22年度（研究期間の最終年度）に事後評価を行う。

第2章 研究領域について

1. 基本的な考え方

本事業では、大学等を中心として行われている『地域』を対象とする研究を推進することを想定している。

このため、研究領域の選定に当たっては、次の3つの観点から研究が行われるよう考慮した。

(1) 時間軸及び地理的拡がりにおいて俯瞰的な視点を持った研究が行われること

諸外国と長期的に関係を有しながら活動を行う我が国の政府関係機関や商社、銀行、海外拠点を持つ民間企業、国際緊急援助等を行うNGO等では、駐在員、当該地域で採用された職員等を通じて、関係の深い各地域の情報を調査担当部門・機関が集約し、それぞれの活動に役立てている。日本では、これらの官民の調査担当部門・機関が最もリアルタイムに諸外国の一次情報を収集・調査していると言ってよい。

これらの調査担当部門・機関は、当該地域との間で日々生じる様々な課題に直接対処するため、それぞれの活動目的に必要な範囲内の情報収集を行うことを業務としている。このため、例えば、①現在の活動に関係しない地域についての情報は収集する仕組みがなく、世界各地を比較分析することができない、②民間の調査担当部門・機関で収集した情報のうち、企業活動に直結する重要情報は公開される性質のものではなく、新たに海外で活動しようとする者が活用することができない、③当該地域との関係で友好関係を維持・発展するために自らがどう活動すべきか、といった大局的な視点は持ちにくい、といった課題を抱えている。

こうした官民の調査担当部門・機関の状況にかんがみ、様々な学問分野において長期的な視点を持って世界各地を対象とした研究を行い、その成果は基本的に公開することを前提としている大学等に対する期待は大きい。

このことから、本事業では、大学等でなければできない、あるいは大学等が優位にあるタイプの研究が推進されるべきであり、企業の調査部門等で行い得る個別の地域情報を収集して紹介するといった調査ではなく、当該地域について、時間的及び地理的に俯瞰的な視点を持った、大学等の研究機関において実施するのに相応しい研究が行われることが必要と考えられる。

(2) 中・長期的に活用可能な研究成果の見通しのある研究が行われること

本事業では、研究の枠組みである「研究領域」の下に、3年以上5年以内の中期的な研究期間で「研究課題」を公募することを予定しており、少なくとも10～20年程度先を見越して、研究成果が一定期間にわたって活用できるような中長期的な視点を持った研究が行われることが必要である。

また、本事業は、単なる当該地域の事情調査ではなく、大学等の研究者の知を活用して、研究対象となる地域・国を総合的に把握することを目指すものである。したがって、短期的な視野に立った個別情報の収集ではなく、中・長期的な視野に立って地域・国の本質を理解できるような普遍性を有する研究成果の創出と、そうした研究活動を通じてその研究に関わる人文・社会科学の諸分野の活性化が期待される。

(3) 幅広く社会的な還元が期待できる研究が行われること

本事業では、特定の業種の利益になる研究を推進するものではなく、研究成果は広く公開し、主に国際社会で活躍する日本人（国際援助活動に従事する政府関係者、NGO関係者、海外赴任者やその家族、留学生等）等に活用されることを期待するもの

である。また、その成果が、国際機関、学術団体など、公共性の高い活動に従事する個人、団体にも幅広く活用できるものであれば、さらに望ましい。

このことから、日本・日本人が今後世界で様々な活動をし、地域の人々、機関と協力をしながら、地域にとって有意義な形で積極的に活動することにより、友好関係を発展させるための共通ベースを構築し、広く国民に還元され、活用できる研究が行われるようにすることが必要である。

第1章2.の本事業の目的で述べたとおり、本事業において実施される研究は、それが学術的に高い水準にあることはもちろんであるが、日本と当該地域との相互理解及び共生の促進に資する学際的・学融合的な研究であることが求められる。その目的を達成できるよう、上記の(1)から(3)までの観点の下に、研究領域について審議を進めた。

その結果、本事業の研究領域として、

- (1) 日本と諸地域との関係性の解明－協働に向けて－
- (2) 地域のアイデンティティーの解明－相互理解を深めるために－

の2つを立てることとした。

また、予算規模の観点から、「中東」及び「東南アジア」を研究対象地域とすることとした。

研究領域を選定するに当たっての考え方は次のとおりである。

2. 「日本と諸地域との関係性の解明－協働に向けて－」選定の考え方

「日本と諸地域との関係性の解明－協働に向けて－」は、外交、経済、文化といった様々な観点から、日本と諸地域との関係性を解明することにより、他者を通じて日本・日本人が自己理解を深め、日本と諸地域との協働関係の構築に資することを目的とする研究領域である。

このため、本領域に提案される研究課題については、我が国と諸地域との「協働」に資する観点から、練り上げられたものであることが期待される。

例えば、我が国と当該地域・国との間の交流の進展は、当該地域・国の人々と日本人との間の相互理解を深化させると同時に、相互認識のギャップを顕在化させることにもつながる。当該地域の人々が、長年の体験・見聞の中で日本・日本人に対して形成してきたステレオタイプ的なイメージが、お互いの関係をさらに深めていく上での障害となる場合があるとともに、そのイメージゆえに日本・日本人によってなされたことが誤解されるだけでなく、かえって日本に対するイメージを悪化させる場合さえあり得る。また逆に、日本人も当該地域の人々に対して一般化したイメージを持っている場合があり、不必要に身構えたり、対等な関係を築いていくことを妨げる一因ともなりやすい。

今後、当該地域において、よりよく活動していくためには、まず当該地域の人々の日本観や日本人観（あるいは日本人の当該地域に対するイメージ）を十分認識した上で、良いイメージは活かしつつ、悪いイメージは乗り越えていくような建設的なアプローチが必要であるとの声が高まっている。

したがって、当該地域・国の人々が日本・日本人（日本企業や日本文化を含む）をどのように理解しているのか、あるいは日本人は当該地域をどう見ているのか、歴史的な

背景・経緯なども含めて明らかにすることにより相互理解を深めるとともに、日本・日本人として今後どのように当該地域・国に関わっていくべきなのか、当該地域社会に好感を持って受け入れられるためにはどのように行動したらよいか、という問いかけに対する一つの示唆を提供するような研究に対するニーズが高まっている。

このような社会的・政策的ニーズを踏まえると、例えば次のような研究が期待される。このテーマは、およそ当該地域で活動するすべての日本人に関係する問題を扱うものであり、社会的・政策的ニーズが非常に高いことから、研究課題の選定に当たっては、このテーマの下での研究を優先して取り扱う必要がある。

【例】日本・日本人観をテーマとするもの

- 1) 地域における「日本観」、「日本人観」（及びその裏返しとしての日本人の「当該地域・当該地域の人々に対する見方」）
- 2) 地域の政治指導者、オピニオンリーダー、ジャーナリズム、日本での滞在経験のある外国人（留学生等）などの「日本観」、「日本人観」（及びその裏返しとしての日本人の「当該地域・当該地域の人々に対する見方」）
- 3) 国際緊急援助など、最近の日本の活動を踏まえた「日本観」、「日本人観」の変化
- 4) 地域における現代日本研究の現状分析
- 5) 日本・日本人に対するイメージ形成の在り方
- 6) 日本・日本人観を踏まえた今後の我が国の関与の在り方
- 7) 日本と当該地域との交流史とその現代的影響
- 8) メディアを通じた日本イメージの形成（日本、当該地域、欧米諸国の発信する日本情報の比較研究など）

【キーワード】

異文化理解、植民地経験、第2次世界大戦、日本企業、日本製品、経済協力、開発援助、日本への留学生、帰国留学生、日本への留学希望者、日本研究、対日政策、災害支援、メディア、日本・日本人の役割

また、日本企業が海外に拠点を置きながら活動し始めると、商取引慣行の違いや雇用した当該地域の人々の労働観の違いなどから、日本人にとっては当たり前のシステムが当該地域の社会システムとの間で摩擦を生じる場合がある。また、国際緊急援助でNGO等が活動する場合にも、無意識でとった日本的な行動様式や組織マネジメントが当該地域社会に思わぬ波紋を広げる場合もある。

当該地域・国と関わりながら諸活動を行う人々にとって、当該地域社会の全体像についての確な理解を得るとともに、当該地域の将来について、専門的な知見を踏まえた展望を知っておくことが極めて重要である。

したがって、研究対象地域の現在の社会システムの背景について、政治的、法的、経済的、社会的、歴史的、文化的側面から総合的に明らかにするとともに、我が国（あるいは欧米等）の社会システムとの相違を明確にし、具体的な摩擦事例を踏まえた上で、日本人、日本企業等が今後どのように当該地域・国において活動していくべきなのか、また、我が国の援助スキーム、企業システムや商取引システム等を当該地域で実施していく場合にどのようなことに留意すべきか、将来的な融和への示唆といった観点からの研究に対する社会的・政策的ニーズが高まっている。

なお、日本の法システムや企業システムは、制度的には欧米的な伝統を継受しつつも、これとは異なる我が国の社会文化を前提として運用されている場合が多い。欧米のシス

テムを導入した経験をもつ我が国の経験は、他の欧米以外の国々にとっても意味があると考えられ、このような我が国の経験を踏まえながら、研究が行われることも考えられる。

このような社会的・政策的ニーズを踏まえると、例えば次のような研究が期待される。

【例】日本の社会システムと地域の社会システムとの比較をテーマとするもの

- 1) 法制度や社会慣行等、日本の社会システムと当該地域の社会システムとの比較
- 2) 当該地域において活動する日本企業、NGO等と当該地域社会との関係（当該地域において採用された従業員の人事・労務管理、当該地域の企業や欧米系企業・NGOとの比較、地域住民との関係等）
- 3) 日本の社会システムに対する当該地域の人々の認識

【キーワード】

文化伝播、交流史、漢字、律令、租税制度、慣習法と実定法、家族制度、労務管理、雇用制度、人事評価、報酬（賃金）、経営者と従業員との格差、生産管理、企業観、契約観、納品期日、違約金、環境問題、地域社会、欧米系企業・NGO

3. 「地域のアイデンティティの解明－相互理解を深めるために－」選定の考え方

「地域のアイデンティティの解明－相互理解を深めるために－」は、研究の対象となる諸地域のアイデンティティ（地域の固有性）の起源について、歴史的、文化的な背景を含め解明することにより、我が国と諸地域との相互理解を深めることに資することを目的とする研究領域である。

このため、本領域に提案される研究課題については、我が国と地域との「相互理解」に資する観点から、練り上げられたものであることが期待される。

例えば、1980年代頃からマレーシア、インドネシア等に工業製品の生産拠点を築いた日本企業は、商慣習の違い、民族問題や宗教問題などを背景とした社会的不安定等、十分理解していなかった地域の諸事情から、当該地域の日本人が困難に直面する場合もある。また、平成16年12月のスマトラ沖地震による津波で被害が大きかったインドネシアのアチェは、中央政府と民族的・宗教的に対立して長年独立運動を展開していた地域であり、内政上不安定な地域に国際社会が人道上の国際緊急支援を行うことの難しさを痛感させられた。

このような経験を通じて、現在、インドネシアやマレーシアなどのイスラーム的なのが卓越する地域には、共通した独自性が認められ、今後どのように日本・日本人がこの地域に係わっていくべきかという点に関心が集まっている。特に、「東南アジアのイスラーム圏」については、当該地域が、我が国と政治的、経済的、社会・文化的に密接なつながりのある「東南アジア」であるという側面を有するとともに、自律的な経済発展に成功しつつある「イスラーム圏」でもあるという側面を有しており、例えば、イスラームと近代化という観点から人文・社会科学各分野の知見を動員した総合的な提案が期待される。このような意味で、「東南アジアにおけるイスラーム」研究に対する社会的・経済的ニーズが非常に高まってきている。

このような社会的・政策的ニーズを踏まえると、例えば次のような研究が期待される。このテーマは、今後の日本との関係を考えると、社会的・政策的ニーズが非常に高いことから、研究課題の選定に当たっては、このテーマの下での研究を優先して取り扱う必要がある。

【例】東南アジアにおけるイスラームをテーマとするもの

- 1) 東南アジアにおけるイスラームの影響
- 2) マレーシア、インドネシアの経済発展とイスラーム
- 3) イスラームと地域の社会構造
- 4) イスラーム法の東南アジア的修正
- 5) 他のイスラーム圏との共通点と相違点

【キーワード】

ソフトイスラーム、イスラームと経済発展、イスラームとナショナリズム

また、我が国はこれまで政府・民間レベルで様々な人的・財政的な国際支援を行ってきたが、そのような支援が必ずしも日本側が期待するような形で当該地域では受け止められていないのではないかという声が出ており、日本側の価値観が当該地域の価値観とすれ違ったまま支援が継続されてしまうことが懸念されている。

ODA等の政府援助や草の根レベルでの協力が当該地域の人々に真に有益な形で行われ、研究対象地域の人々と長期的な関係を構築していくためには、歴史、文化、風土、国民性といった当該地域・国のアイデンティティ（地域の固有性）について、その本質を起源に遡って明らかにするとともに、その固有性が地域を越えた普遍性を有するものかを検討することが重要である。

例えば、当該地域・国の人々に固有な心性を理解するため、当該地域の人々がどのような政治的・経済的・社会的・文化的・宗教的な価値観をベースにして、経済・社会その他の行動原理としているのか、あるいはそのような価値観がいつ、どのように、さらにはなぜ形成され、定着していったのか、といった研究に対する社会的・政策的ニーズが高い。また、伝統的な社会が都市化・工業化、グローバル化の進展に伴いどのように変容しつつあり、そのことについてどう理解すべきなのか、あるいは、地域の特徴、特性を踏まえ、当該地域の経済発展のポテンシャルがどの程度あるのか、また、環境問題や人口問題といった経済発展に伴う負の側面の状況はどのようなものか、といった研究も重要である。

このようなニーズに応えるためには、政治学、経済学、歴史学、文学、社会学、宗教学、文化人類学、地理学、農学、生態学、都市工学、美術芸術学等の諸学が協働して、文献による研究のみならず、地域におけるフィールド研究を前提に、当該地域に固有の社会のあり方、国民性、民族性等について生きた研究成果を発信することが期待される。

このような社会的・政策的ニーズを踏まえると、例えば次のような研究が期待される。

【例】地域の人々の価値観をテーマとするもの

- 1) 研究対象地域の人々の宗教的・歴史的・文化的・民族的な背景
- 2) 人々の生活文化、社会習慣、伝統と欧米的・近代的価値観
- 3) 人々の生活圏と自然観、人間観
- 4) 「民主主義」、「人権」、「法の支配」、「契約」等の欧米的な法観念との相克
- 5) 「地域統合」、「国際協力の枠組み」といった近年の国際的な動向についての認識
- 6) 先進国等からの経済的支援に対する認識
- 7) 1)～6) について、地域内での共通点と相違点

【キーワード】

国家観、民主主義観、人間観、人権観、経済観、契約観、労働観、宗教観、死生観、幸福観、自然観、生態系、伝承文学、道德倫理、文化

【例】グローバリゼーション等に伴う社会の変容をテーマとするもの

- 1) グローバル化への対応の諸相
- 2) 都市化・工業化の進展による生活様式の変容（家族、社会関係等）
- 3) 都市化・工業化の進展に伴う新たな課題（都市の貧困、格差の拡大等）
- 4) 宗教が地域社会において果たしてきた役割の変容
- 5) メディアのグローバル化にともなう地域社会の文化の変容

【キーワード】

グローバリゼーション、都市化、工業化、人口移動、農地改革、コモンズ、宗教、メディア、社会制度

【例】経済発展の潜在的能力(経済発展の負の側面を含む)をテーマとするもの

- 1) 経済発展の考え方と可能性
- 2) 地域の経済政策の現状と課題
- 3) 地域における産業競争力の現状と課題
- 4) 地域の金融市場の潜在的可能性
- 5) 地域の政治的安定に関する研究
- 6) 地域の人材養成システムの現状と課題

【キーワード】

工業化、都市化、人口移動、農地改革、石油、資源、多国籍企業、民族資本、モノカルチャー、社会主義の影響、労働力の量と質、公教育、開発援助、貧困、環境問題、政治体制、民主化、民族運動、原理主義、テロ、災害復興、持続的開発

4. 研究対象地域の限定について

(1) 基本的な考え方

「はじめに」で言及したとおり、平成14年6月の学術分科会報告では、「『地域』を対象とする研究」を推進するに当たっての対象地域の例示として、アジア、アメリカ、イスラーム圏の3つが提言されている。しかし、このことを踏まえつつも、本事業の実施に当たっては、予算規模（平成18年度予算案8,800万円）及びこれに伴い想定される研究プロジェクト数（4～6程度）を考慮した場合、3地域全てを対象として研究プロジェクトを実施することは困難であり、地域研究振興のための予算の状況などを考慮して、本事業を実施する地域を「中東」又は「東南アジア」に絞ることとする。

「中東」はイスラーム的なものを理解する上でいわば心臓となる地域であり、今後の世界情勢を左右する重要な要因を有する地域として、21世紀の国際社会の中で我が国が政治的、経済的その他様々な面で活動していくに当たって、欧米の中東・イスラーム研究の追随ではなく、グローバルな視野から日本・日本人としての理解を打ち立てるべき地域である。

また、「東南アジア」は、従来から、官民ともに密接な関係を有する地域であるとともに、特に近年、東南アジア諸国との間でF T A（自由貿易協定）締結の可能性が高まるなど、経済的な交流が緊密な地域である。このような意味で、社会的・政策的なニーズの観点から、研究の一層の幅・深まりが期待される地域であり、本事業の対象地域として重要な地域であると考えられる。

なお、厳しい予算状況を考慮して、まず、「中東」と「東南アジア」を最初の研究対象地域としたところであるが、東アジア、南アジアについても社会的・政策的ニーズは高く、今後の検討課題としたい。

(2) 本事業における「中東」の範囲

本事業における「中東」とは、具体的には以下の範囲の国々を指すものとする。研究課題の設定に当たっては、全域を対象とする必要はないが、研究テーマに応じて適切な地域設定を行い、複数の国々にまたがった研究とすることが望ましい。

なお、本事業において実施される研究課題については、必ずしも、国単位での課題設定を条件とするものではない。また、研究課題の設定の仕方によっては、マグレブ（北部アフリカ）、中央アジアの周辺諸国等の一部も研究対象とすることで研究が深まる場合も想定されるため、このことまでを排除する趣旨ではない。

○本事業における「中東」の範囲

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、ヨルダン、レバノン

(3) 本事業における「東南アジア」の範囲

本事業における「東南アジア」とは、具体的には以下の範囲の国々を指すものとする。研究課題の設定に当たっては、全域を対象とする必要はないが、研究テーマに応じて適切な地域設定を行い、複数の国々にまたがった研究とすることが望ましい。

なお、本事業において実施される研究課題については、必ずしも、国単位での課題設定を条件とするものではない。また、研究課題の設定の仕方によっては、中国、イ

ンド等周辺諸国等の一部も研究対象とすることで研究が深まる場合も想定されるため、このことまでを排除する趣旨ではない。

○本事業における「東南アジア」の範囲

インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス

5. まとめ —具体的な研究領域の設定—

公募に当たっては、次の2つの研究領域を設定し、研究課題を公募する。

ただし、本事業の趣旨目的に合致した研究課題のうち、学術的にも高い水準のもののみを選定することとしているため、すべての研究領域で研究課題が採択されるとは限らない。また、応募のあった研究課題について、研究コーディネーターが複数の研究課題の組み合わせや課題の修正、研究領域の変更、研究体制の組み換え等により、事業目的に相応しい研究課題となるようなコーディネートを行うことが期待される。

研究領域 1 日本と諸地域との関係性の解明—協働に向けて—
(特に日本・日本人観をテーマとするもの)

研究領域 2 地域のアイデンティティの解明—相互理解を深めるために—
(特に東南アジアのイスラームをテーマとするもの)

※ 「中東」を研究対象とする研究課題、又は「東南アジア」を研究対象とする研究課題を公募する。

第3章 研究成果公開及び研究評価について

1. 研究成果公開

本事業の下で行われる社会的・政策的ニーズに応える研究の成果は、国際社会で活躍する日本人（国際援助活動に携わる政府・NGO関係者、海外赴任者とその家族、留学生等）が広く活用できるよう、研究成果を積極的に発信していくことが重要である。

このため、本事業では、特に次の2つの点に重点を置いて、成果公開を行うことが適切である。

(1) 一般普及版の添付

学術研究の成果は、通例、学術論文として発表されるが、本事業では、一般の国民が研究成果の利用者となることを想定しているため、研究期間の終了に当たり提出される研究成果報告書には、研究成果を一般向けに分かりやすく説明した部分（一般普及版）を盛り込むものとする。

一般普及版は、文部科学省その他の適切な機関においてデータベース化を図り、広く一般に閲覧を可能とする。

(2) 成果発表会等の開催

研究コーディネーターの主宰の下、各研究課題の下で個別に研究を進めている研究チームが、少なくとも年一回は一堂に会し、同じ事業の下で行われている研究として、お互いの問題意識について情報交換する機会を設ける必要がある。

また、社会的に関心の高いテーマについて研究が行われていることから、ある程度研究の方向性が定まった時点で現在何をどう分析しているのか、一般国民をも対象とした「中間報告会」で途中経過を公開していくことが必要である。

また、研究終了後は、「研究成果報告会」や、文部科学省が依頼する講演や雑誌執筆等において、研究成果を広く一般に発表することが期待される。

2. 研究評価

(1) 事前評価（審査）

本事業の審査は、今後設置される推進委員会と、審査の際に組織される審査WGが行うこととなるが、第1章2. で述べた本事業の目的や第2章で述べた研究領域選定の考え方に沿って、審査に当たっての主な観点を挙げれば、おおむね次のとおりとなると考えられる。

なお、実際の審査に当たって、推進委員会又は審査WGが具体的な基準などを定めることを妨げるものではない。

【研究内容について】

- ① 本事業の目的及び研究領域の趣旨に合致したものであること。
- ② 提案の際に設定されている社会的・政策的ニーズが適切なものであること。
- ③ 設定されている目標の実現可能性が高いものであること。
- ④ 社会的・政策的ニーズに幅広くまともりをもって応える研究を想定していること。
- ⑤ 社会的・政策的ニーズに応える研究を遂行できる研究体制となっていること。
- ⑥ 学術的に高い水準が確保されていること。

【研究実施体制について】

- ⑦ 研究代表者が提案課題を推進する上で十分な考察又は経験を有するとともに、研究実施期間中、継続して研究全体に責務を持つことができること。
- ⑧ 研究チームが専門分野・専門領域、所属機関の異なる研究者から構成されるとともに、分野横断的かつ俯瞰的なアプローチが計画されていること。
- ⑨ 研究者の養成の観点から、研究チームに若手研究者（ポストドクター等を含む）を積極的に参画させていること。
- ⑩ フィールド研究調査等におけるジャーナリストや地域の企業、NGO等との連携、海外の研究者・研究機関との共同研究等、多様な関係者との連携等が計画されていること。

【その他】

- ⑪ 研究遂行のための予算規模が適切であるとともに、予算執行体制（研究代表者の所属する研究機関の事務局の体制）が整っていること。

（２）中間評価・事後評価

研究開始後３年目に中間評価、研究期間の最終年度に事後評価を行う。

なお、研究成果公開と研究評価の在り方については、時間的な制約から十分な議論ができなかったことから、本事業のために今後設置される推進委員会において、さらに検討が深められることを期待する。

第4章 公募・審査等について－公募要領の考え方－

第1章から第3章までの審議の結果を踏まえると、本事業の公募に当たっては、基本的に次の内容を提示していくことが適切である。また、公募の際には、審査方法や評価基準も合わせて示していくことが適切である。

なお、経理、権利関係も含む公募の詳細については、事務的にさらに検討されたい。

1. 事業の概要

本事業は、日本との関係で重要な世界の諸地域において、現在の政治、経済、社会制度等とそのバックボーンとなる思想、文化、歴史等との関係など、今後我が国が人的交流や国際貢献を進めるために必要な社会的・政策的ニーズに対応したプロジェクト研究を、大学等への公募・委託によって実施するものである。

2. 事業の目的

本事業では、国際社会に生きる日本人が研究対象地域に対する総合的な理解を得られるような研究を推進することにより、日本と研究対象地域との間で官民様々なレベルでの交流や協力が今後一層促進され、日本とこれらの地域との「協働」、「相互理解」さらには「共生」に資することを目的とする。

3. 研究領域

以下の2つの研究領域の下で、「中東」を研究対象とする研究課題、又は「東南アジア」を研究対象とする研究課題を公募する。

研究領域1 日本と諸地域との関係性の解明－協働に向けて－
(特に日本・日本人観をテーマとするもの)

研究領域2 地域のアイデンティティーの解明－相互理解を深めるために－
(特に東南アジアのイスラームをテーマとするもの)

※本事業における「中東」の範囲

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、ヨルダン、レバノン

※本事業における「東南アジア」の範囲

インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス

【申請に当たっての留意点】

- ① 申請課題は、本事業の目的を踏まえ、社会的・政策的ニーズを前提としたものであり、また、申請者の問題意識が現代的な課題に応えることを意図したものでなければならない。

- ② 研究課題の設定に当たっては、全域を対象とする必要はないが、研究テーマに応じて適切な地域設定を行い、複数の国々にまたがった研究とすることが望ましい。必ずしも、国単位での課題設定を条件とするものではない。
- また、例えば、「中東」ではマグレブ（北部アフリカ）、中央アジア、「東南アジア」では中国、インド等の周辺諸国等の一部も研究対象とすることを排除する趣旨ではない。
- ③ 応募のあった研究課題について、研究コーディネーターが複数の研究課題の組み合わせや課題の修正、研究領域の変更、研究体制の組み替え等を提案することがある。
- ④ すべての研究領域で研究課題が採択されるとは限らない。

4. 申請可能な研究機関

国内の大学（大学共同利用機関法人を含む）、短期大学、高等専門学校、独立行政法人試験研究機関、公設試験研究機関、及び独立行政法人、特殊法人又は民法第34条に基づき設置された法人が設置する研究機関とする（申請者は法人の長）。

5. 研究実施体制

(1) 研究代表者

申請機関に所属する研究者とする。

(2) 研究チーム

研究代表者の下で研究を遂行する研究者等から構成される研究組織。

研究チームには、研究代表者が所属する研究機関以外の研究機関に所属する研究者が参画することができる。また、研究課題の性質上、ジャーナリストやNGO等関係者が構成員となる場合も想定される。

(3) 事務局

研究代表者が所属する研究機関の事務局とする。

※ なお、各研究課題は、「研究コーディネーター」の下で総合コーディネートされる。

6. 研究期間

3年以上5年以内とする。

なお、本事業は、平成18年度新規事業のため、事務手続の関係上、契約締結及び研究開始時期は、平成18年夏頃となることを見込まれる。これに伴い、研究費の支給時期は契約締結時期以降となる。これらのことを予め見込んで研究計画を立てることが必要である。

7. 研究費

一研究課題当たり、年間2,000万円を上限とする。
ただし、最終的には、申請数や各計画の内容・事業規模等を勘案して決定する。
なお、研究費の10%は、委託研究機関に対する「一般管理費」として交付する予定である（研究費の内数）。

8. 採択課題数

2つの研究領域を合わせて5～6件程度を想定しているが、申請数や各計画の内容・事業規模等を勘案して決定する。

9. 審査方法

審査は、研究成果の活用主体である政府・NGO関係者、企業関係者等の社会的・政策的ニーズの関係者及び学識経験者からなる「推進委員会」が、審査WGの協力を得て行う。審査WGは、推進委員のうち数名、研究コーディネーター及び専門の学識経験者から構成されるものとする。

(1) 形式上の不備の確認

提出された申請書類は、応募要領に記載された形式上の要件を満たしているかどうかについて事務局で確認を行う。応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外される場合がある。

(2) 第1次審査（書類審査）

審査WGのメンバーが書類審査を実施する。

(3) 第2次審査（面接審査）

第1次審査（書類審査）において適切と認められた研究課題について、審査WGが、面接審査を実施する。研究代表者等によるプレゼンテーションの後、審査WGのメンバーと質疑応答を行う。

(4) 採択課題の決定

第1次審査（書類審査）及び第2次審査（面接審査）における評価結果を踏まえ、推進委員会において採択課題を決定。

※ 審査の過程において、申請された研究計画を本事業の趣旨・目的に合致したものに变更できるかについて、申請者に相談する場合がある（適切な研究者の追加、別々に応募された複数の研究計画の一本化等）。

10. 審査に当たっての主な観点

(1) 研究内容について

- ① 本事業の目的及び研究領域の趣旨に合致したものであること。
- ② 提案の際に設定されている社会的・政策的ニーズが適切なものであること。
- ③ 設定されている目標の実現可能性が高いものであること。
- ④ 社会的・政策的ニーズに幅広くまとまりをもって応える研究を想定していること。
- ⑤ 社会的・政策的ニーズに応える研究を遂行できる研究体制となっていること。
- ⑥ 学術的に高い水準が確保されていること。

(2) 研究実施体制について

- ⑦ 研究代表者が提案課題を推進する上で十分な考察又は経験を有するとともに、研究実施期間中、継続して研究全体に責務を持つことができること。
- ⑧ 研究チームが専門分野・専門領域、所属機関の異なる研究者から構成されるとともに、分野横断的かつ俯瞰的なアプローチが計画されていること。
- ⑨ 研究者の養成の観点から、研究チームに若手研究者（ポストドクター等を含む）を積極的に参画させていること。
- ⑩ フィールド研究調査におけるジャーナリストや地域の企業、NGO等との連携、海外の研究者・研究機関との共同研究等、多様な関係者との連携等が計画されていること。

(3) その他

- ⑪ 研究遂行のための予算規模が適切であるとともに、予算執行体制（研究代表者の所属する研究機関の事務局の体制）が整っていること。

11. 研究コーディネーターによるコーディネート等

推進委員会が研究コーディネーターを選任する。研究コーディネーターは、審査に当たって、審査WGのメンバーとして審査に当たるとともに、研究開始後は、研究領域の下に置かれる各研究課題を総合的にコーディネートする役割を担う。

(1) 審査への参加等

選任された研究コーディネーターは、審査WGのメンバーとして、第1次審査、第2次審査に参画する。

また、応募のあった研究課題について、研究コーディネーターが複数の研究課題の組み合わせや課題の修正、研究領域の変更、研究体制の組み換え等を提案することができる。

(2) 研究領域の下に置かれる各研究課題のコーディネート

研究開始後にあつては、推進委員会及び審査WGでの意見も踏まえ、研究領域の下に置かれる各研究課題を総合的にコーディネートし、研究の進捗状況を不断に管理する。

各研究課題の研究代表者は、研究コーディネーターからの指導・助言を得ながら、各研究課題が、社会的・政策的ニーズに適合した研究成果を創出できるよう努めなければならない。

(3) 研究連絡会の主宰

研究コーディネーターは共同して、少なくとも年1回、すべての研究チームが一堂に会し、研究上の課題等について情報交換するための「研究連絡会」を主宰する。

12. 研究成果の公開等

(1) 成果発表会の開催（中間、最終）

平成20年度に「中間報告会」、平成22年度に「研究成果報告会」を実施するとともに、その他文部科学省が依頼する場合において、研究成果を広く一般に発表する。

(2) 進捗状況報告書の提出（毎年）

本事業は、委託事業であることから、毎年度、委託契約を締結するとともに、年度末に報告書を提出する。

(3) 研究成果報告書の提出（研究最終年度）

研究最終年度に、研究成果報告書を提出する。英語による概要を付する。

研究成果報告書には、研究成果を一般向けに分かりやすく説明した部分（一般普及版）を盛り込むものとする。一般普及版は、文部科学省その他の適切な機関においてデータベース化を図り、広く一般に閲覧を可能とする。

(4) 報告書等の著作権の帰属

本事業は、文部科学省から大学等の研究機関に対する委託事業であることから、上記(2)及び(3)の報告書の著作権は、国に帰属する。

13. 研究評価

平成20年度（研究開始後3年目）に中間評価、平成22年度（研究期間の最終年度）に事後評価を行う。

14. 委託の終了

次の場合には、推進委員会は当該研究プロジェクトへの委託終了を決定する場合がある。

- ① 研究組織や研究対象に事情の変更があり、研究の遂行が困難となった場合
- ② 研究が6か月以上中断していると判断した場合
- ③ 委託の目的に合致した研究が遂行されていないと判断した場合
- ④ 法令違反、研究費の不正使用等何らかの不適切な行為が行われた場合

おわりに

本事業における研究領域は、世界各地で活躍する日本人の社会的・政策的ニーズに基づき設定したため、現実の複雑さを反映して、従来の人文・社会科学の学問分野（discipline）一つだけでは取り組むことが不可能なものとなっている。

学術研究における学際的・学融合的な協働の重要性は、近年盛んに主張されてきているものの、実際にこれに取り組むためには、相当なエネルギーを必要とすることが予測されることから、研究者に二の足を踏ませている側面がある。

しかしながら、大学等には、21世紀を生き抜くための新しい知恵を創造する場として、社会から大きな期待が寄せられている。本報告書では、社会的・政策的ニーズに対応した具体的な研究のイメージを示したところであるが、これに必ずしもとらわれることなく、研究者自らが社会のニーズを考えながら研究課題を設定し、本事業で求める現代社会の課題の解決に示唆を与えるタイプの研究に果敢に挑戦することを切望する。

本事業を通じて、社会の声に耳を傾ける器量を持ち、学問的にも新しい境地を開拓していく研究者が一人でも多く生み出されること、そして本事業が、学術研究の成果を社会に還元し、人類が共に生きていく社会を形成する一助となることを期待してやまない。

参 考 资 料

科学技術・学術審議会学術分科会
研究環境基盤部会 人文・社会科学作業部会委員等名簿

(委員：11名)

主査	伊井春樹	人間文化研究機構国文学研究資料館長
主査代理	稲永忍	(独)国際農林水産業研究センター 理事長
	秋尾沙戸子	ジャーナリスト
	荒木光彌	(株)国際開発ジャーナル社代表取締役・主幹
	池上久雄	東京大学顧問・(社)日本貿易会参与
	大岩隆明	(独)国際協力機構国際協力総合研修所調査役
	立本成文	中部大学教授・大学院国際人間学研究科長
	東浦洋	日本赤十字社国際部長
	三浦徹	お茶の水女子大学文教育学部教授
	宮林正恭	千葉科学大学副学長・危機管理学部長
	毛里和子	早稲田大学政治経済学術院教授

(科学官：2名)

	秋道智彌	人間文化研究機構総合地球環境学研究所教授
	位田隆一	京都大学大学院法学研究科教授

(平成18年2月20日現在)

科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会 人文・社会科学作業部会における審議経過

- 第1回（平成17年11月8日）
各委員等から、今後の地域研究のあり方について意見発表。
- 第2回（平成17年12月13日）
「社会的・政策的ニーズを踏まえた研究領域の設定」「社会的・政策的ニーズを踏まえた研究地域の設定」について審議。
- 第3回（平成18年1月16日）
「研究対象地域及び研究領域の設定」「公募の手続き及び審査の方針」について審議。
- 第4回（平成18年2月20日）
「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」の今後の進め方について（報告）について審議。

世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業

日本

事業の目的

- 日本と対象地域との「共生」に資すること
- 人文・社会科学研究の新たな展開と発展に資すること

地域

(中東・東南アジア)

(1) 関係性

研究領域1 日本と諸地域との関係性の解明

—協働に向けて—

目的：協働

日本と諸地域との関係性を解明することにより、他者を通じて日本・日本人が自己理解を深め、日本と諸地域との協働関係の構築に資する。

【研究課題の例】

- 日本・日本人観をテーマとするもの
- 日本の社会システムと地域の社会システムとの比較をテーマとするもの

【キーワード】

・日本観 ・交流史 ・日本企業 ・異文化理解 ・経済協力 ・文化伝播

(2) 固有性

研究領域2 地域のアイデンティティーの解明

—相互理解を深めるために—

目的：相互理解

地域のアイデンティティー（固有性）を解明し、日本と諸地域との相互理解を深めることに資する。

【研究課題の例】

- 東南アジアにおけるイスラームをテーマとするもの
- 地域の人々の価値観をテーマとするもの
- グローバリゼーションに伴う社会の変容をテーマとするもの
- 経済発展の潜在的能力をテーマとするもの

【キーワード】

・宗教 ・社会制度 ・人間観 ・慣習 ・工業化 ・都市化 ・文化

研究対象地域

- 中東： アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、ヨルダン、レバノン
- 東南アジア： インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス